

健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、健康の保持増進に役立つものとして販売される食品等の増加にかんがみ、その表示に係る規制等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 健康の保持増進に役立つものとして販売する食品について、虚偽又は誇大な広告等の表示を禁止する。
- 二 特別用途表示の許可の迅速化を図るため、許可に必要な試験の実施を独立行政法人国立健康・栄養研究所以外の機関にも認める。

- 三 この法律は、一については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、二については、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。